

対象資格の試験に合格、認定した者は、資格登録会員となります。登録更新の際に本規程に同意したとみなします。

(目的)

認定資格者が必要とする知識・能力を維持・向上し、社会的認知を高め、活動の場を広げることにより、社会への貢献と地位の向上を図ることを目的とします。

(対象資格)

制度の対象となる資格は以下の通りです。以下「対象資格」と言います。

<対象資格名>

NPO 法人日本ヨガ連盟認定インストラクター

NPO 法人日本ヨガ連盟認定ティーチャーインストラクター

(対象資格を呼称しての活動)

対象資格を呼称して活動するには、資格登録を行ってください。

(資格登録条件)

資格登録には以下の条件を満たすこととする。

1.当法人の正会員または賛助会員であること。

(資格登録有効期間)

資格登録有効期間は当該年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とします。

(資格認定日)

ティーチャーインストラクターは総会開催日または理事会の承認を得た日。インストラクターは担当理事承認日とし、資格認定証の発行をいたします。

(資格登録)

資格認定者は資格登録会員プロフィール登録/更新申請書にて資格登録を行ってください。

(資格登録の更新)

会員資格の継続は自動更新ではありません。会員資格を継続するには、有効期間満了前までに会費の納入をして下さい。一度払い込まれた会費の返還は受けられません。

(会員の資格の喪失)

有効期限内に更新を行わない場合には、認定資格を失います。ただし書類未着や更新要件の不備や長期のご病気等の事態を考慮し、更新有効期間の1年後までは「不備解消期間」として手続を行うことができます。

資格登録更新日が2017/4/1の場合2018/3/31までを不備解消期間とします。

(資格登録更新料)

インストラクター 6,000 円

ティーチャーインストラクター 10,000 円

なお、お振込みの控えを領収書とさせていただきます。

(郵便振替も含む)

(登録内容の変更届け)

資格登録の内容に変更が生じた場合は、メールまたはFAXにてすみやかに事務局へご連絡下さい。

(資格登録の取り消し及び停止)

理事会が資格登録会員として不適格と認めた者は資格登録を取り消しまたは停止することができます。

(資格登録の解除)

資格登録解除を希望する場合、メールまたはFAXにてすみやかに事務局へご連絡下さい。なお、登録解除後は認定資格名称の使用が禁じられます。

(資格登録会員の特典)

正会員かつ資格登録会員は以下の特典が適用されます。

名刺作成(要申請。有料と無料あり。無料は枚数に上限あり)

ロゴの使用(要事前申請)

(雑則)

この規程に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

(改正)

この規程の改正は理事会にて行うこととする。

(附則)

この規程は、平成28年11月1日から実施する。

2016/10/14 改訂

2017/10/10 改訂

2017/6/5 改訂

2019/1/1 改訂